



東京税理士会日本橋支部会報

第118号

平成20年11月1日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中島 美和

編集人 広報部長 浅見 達雄

印刷 税経



池田山公園（中島重敏会員提供）

税界放談

9月初旬、福田首相の突然の辞任が報道され、2代続けて首相の辞任により政治政局が大きく変動すると思われる。

平成16年度税制改正において「土地、建物等の譲渡の他の所得との損益通算、繰越控除不可とする」規定、及び18年度税制改正における「特殊支配同族会社の役員給与にかかる損益不算入」の創設など、唐突な法改正が行われている。

税制の基本理念は憲法の要請から導き出され、応能負担原則に基づく実質的な課税の公平を実現できる租税体系にある。租税法律主義の下で納税者は租税法規を理解できる状況でなければならない。そのためには租税制度が複雑難解なものであってはならず、国民にとって分かりやすい税制であることが必須である。

また、税制改正については、財政状況についての周知を前提として、その目的や内容につき国民が納得できるものである必要がある。

行政立法手続きである税務における政省令及び通達の制定改廃についても、意見照会のシステムが必要であると思われる。

(N.O)



積極的に支部行事へご参加を！

支部長 中島美和

昨年6月支部長に就任以来、支部運営の方針として、①研修の充実、②厚生活動の充実、③広報活動の拡張を掲げて参りました。①の研修の充実につきましては、佐々木研修部長にお願いして、東京税理士会会則及び研修細則に定められている、年36時間受講の努力義務規程に応えられるよう、研修会を実施して参りました。特に最近は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律を受けての相続税の改正動向等、興味深いテーマを選択して実施しておりますので、多くの会員が受講していただきますようお願いいたします。また、兄弟支部の京橋支部研修部とも相互に連携し、合同研修会を充実しておりますので宜しく願いいたします。さらに、支部事務局の研修室と懇談室のパーテーションを可動式に改修し、受講定員を増加することにより、自前の研修会場で随時研修が出来るようにすることといたしました。11月からは夜間研修の予定もあるようですので、ご出席のほどお願いいたします。

河原前支部長が始められた「支部雑談室」。原則第2金曜日の午後5時30分から支部事務局で毎月開催しております。毎回10名～20名の会員の出席をいただいておりますが、出席者が持ち寄る疑問は勿論、その場で生れる疑問や正に雑学という範疇のものまで「支部雑談室」らしく、結論を出しています。8時過ぎには、場所を変え食事をしながら（勿論アルコールも）その続きに花を咲かせています。まだ出席されたことのない会員の皆様、損してますよ、一度顔を出してみてください。事前届出は要りません、覗くだけで帰ってもOK！。よろしく願います。

次に②の厚生活動です。現在、支部公認の同好会は、ゴルフ部、囲碁部、野球部、カラオケ部（歌舞音曲部）、テニス部、ボーリング部の6部が活

動しています。私も複数の部に参加し懇親を深めていますが、税理士という職制上、一匹狼的になりがちで、同業の友人・情報源に恵まれないのが実情ではないでしょうか。

例えば野球部。現在部員は50名程度。練習試合等に出てくるのは20名ぐらいます。東京税理士会の春・秋の大会、第一ブロックリーグ、税務署との親善試合等、年間10試合以上こなしています。当然練習や合宿もします。テニス部も、カラオケ部も・・・。

各部とも練習や試合後に美味しいお酒を飲みながら、税理士同士の会話があります。これはクライアントとの食事や、同級生との飲み会とはまったく次元の違うお付き合いです。

もし、他に活動されたい競技がありましたら積極的に立ち上げてください。（20年ほど前にテニス部を立ち上げたのは私です。）

私が支部長になりまして、女性部を立ち上げていただきました。「蛭狩り」「スイムスクール」「お茶の会」「競馬を楽しむ会」等々、興味深い企画を実行していただいています。女性会員の皆様、補助税理士の会員も多いとは思いますが、支部会員の地位には変わりありませんので、どうか積極的に支部活動に参加していただきますようお願いいたします。

③の広報活動です。浅見広報部長にお願いして、年3回発行だったものを、年4回発行にいただきました。主な理由は、新署長のご挨拶が10月ごろになってしまうからなのです。（本年は前号でご着任のご挨拶をいただきました。）

そんな会報ですが、支部会員の投稿がなければ成り立ちません。会員の皆様には、広報部から原稿の依頼がありました際には、「よろこんで」ご投稿いただけますよう、宜しく願いいたします。

研究
論文ゴルフ会員権の預託金返還問題
と譲渡所得について

天野 肇



1. はじめに

今回取り上げる裁判例は、ゴルフクラブから退会する際に返還された預託金（150万円）とゴルフ会員権の取得価額（560万円）との差額が、譲渡所得の損失に該当するか否か等が争われた事例（名古屋地裁平成17年7月27日判決、名古屋高裁平成17年12月27日判決）について検証する。

本件は、原告（納税者）が預託金会員制のゴルフクラブの会員権を売却しようと考えたが、しかし、市場価格は預託金より低く、むしろ、退会して預託金返還請求権を行使した方が多くの金額が手に入るの、所属するゴルフクラブを退会して預託金の返還を請求したものである。

そこで、原告は、その返還された預託金と本件ゴルフ会員権の取得価額との差額が譲渡所得上の損失に当たるとして、他の所得と損益通算した上、確定申告をした。しかし、税務署長は、その差額は譲渡所得上の損失に当たらないとして、平成14年の所得税について、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしたので、原告がそれらの取消しを求めた事案である。

2. 主たる争点

① ゴルフ会員権の取得価額と、ゴルフクラブから退会する際に返還を受けた預託金との差額が、譲渡所得の計算上損失に当たるか否か。

② 返還された預託金と取得費用との差益には課税し、差損は考慮しないとの課税庁の取扱いが課税公平の原則に違反するか否かが争われた。

3. 判決概要

地裁判決は、次のとおり判示して、原告の請求を棄却した。控訴審については一部につき削除されたが、原審の判断を維持し、控訴を棄却している。

① 預託金会員制ゴルフ会員権については、会

員が、預託金返還請求権を行使する前提として、ゴルフ場経営会社に対し、ゴルフクラブを退会する旨の意思表示をすることを必要としており、かかる意思表示によって、ゴルフ場の優先的利用権やその後の会費納入義務などの権利義務関係は消滅し、ゴルフ会員権の内容としては、無利息でゴルフ場経営会社に据え置かれている預託金の返還請求権を残すのみであると解され、ゴルフクラブからの退会に伴って預託金返還請求権を行使することは、ゴルフ場経営会社に対する金銭債権の行使にほかならないと解される。そこで、金銭債権が譲渡所得の基因となる資産に該当するかを検討するに、被告は、所得税法33条1項にいう資産とは、同条2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいうと主張し、所得税基本通達33-1も、これに沿う内容となっている。このように、明文の規定がないにもかかわらずおよそ金銭債権のすべてを譲渡所得の基因となる資産から除外する見解は、金銭債権の譲渡により生じる利益なるものは、その債権の元本の増加益すなわちキャピタル・ゲインそのものでなく、期間利益に相当するものであるとの理解に基づいていると考えられるが、現実の経済取引の実体に照らせば、金銭債権の譲渡金額は、むしろ債務者の弁済に対する意思及び能力（に関する客観的評価）によって影響を受けることが多く、これは元本債権そのものの経済価値の増減、すなわちキャピタル・ゲイン（ロス）というべきであるから、上記理解は一面的に過ぎるとの批判は免れ難い。

② 被告の主張によると、預託金返還請求権の行使につき、損失が生じた場合と利益が生じた場合とで所得税法上の所得の計算における取扱いに区別が存在することは明らかである。かかる区別の理由として、被告は、無利息の金銭債権については、雑所得（利息）が発生する余地がなく、雑所得の基因となる資産には該当しないため、預託金返還請求権の行使による損失及びその譲渡から

生じた損失は、いずれも貸倒損失であるが、この損失を斟酌すべき所得税法上の規定はないからであると主張するところ、この見解を支える理論的根拠としては、譲渡所得の基因となるべき資産に金銭債権が含まれないとする見解と同様、金銭債権の譲渡差益は、すべからく期間利息の性質を有するというものとし推認される。そして、ある所得を損益通算の対象とするか否かについては、立法府が、当該所得の性格や担税力を考慮し、総合課税になじむか否かを専門的、政策的に判断した上で、決すべきものであるから、基本的に立法裁量に属するというべきところ、所得税法69条が課税公平の原則に反するものということとはできない。

4. 預託金会員制ゴルフ会員権とは

預託金会員制ゴルフ会員権は、ゴルフクラブに入会しようとする者が、ゴルフ場を経営する会社と入会契約をし、預託金を払うことで生じる形式のゴルフ会員権である。契約内容は、①ゴルフ場施設の優先利用権、②一定の据置期間後預託金の返還を請求できる権利、③年会費の納入義務等を定めた契約を交わす契約上の地位と解されている。このほかわが国におけるゴルフクラブの事業形態に、社団法人制、株主会員制がある。

5. 本事例に対する検討

① ゴルフ会員権の譲渡と課税関係

ゴルフクラブの会員は、上記4で述べた三種類がある。その中で、社団法人制、株主会員制のゴルフ会員権の譲渡に当たっては、その株式又は出資の譲渡が行われるので、その会社が存在している限り、そのゴルフクラブが開場前であれ閉鎖の状態であれ、ゴルフ場等の施設利用権の譲渡に類似する有価証券の譲渡として課税され（措令25の8②）、また、預託金会員制に分類されるゴルフクラブの会員権の譲渡については、その会員証とともに入会金預り証（入会金預り証が会員証と一体となっているものもある。）が引き渡される。しかし、預託金会員制に分類されるゴルフクラブの会員であることを証する入会金等の預り証は、金銭を預かっている証拠証券であるが、その入会金等のみの返還請求権だけを会員たる地位から切り離して第三者に譲渡できるか

については、次のような考え方から否定的に考えられる。すなわち、入会金等の返還請求権の譲渡は必然的に会員の名義変更を伴うものであり、返還請求権と会員たる地位とが不可分であればこそ、純然たる金銭債権である入会金返還請求権の譲渡につき会社の承認を要求しているものと考えられている（田代有嗣「旬刊商事法務研究」NO.365 P26）。

上記の考え方及び社団法人制、株主会員制に分類されるゴルフ会員権の譲渡の場合との整合性を図るため、この通達では、そのゴルフクラブがオープンされているかどうかにかかわらず、その会員権の譲渡が営利を目的として継続的に行われるものを除き譲渡所得に該当することを明らかにしている（所基通33-6の2、高倉明他「所得税基本通達逐条解説」182頁以下）。

② 資産の意義と資産損失

○資産の意義

税法上、資産について定義はないが、譲渡所得について規定している。

譲渡所得は、「資産の譲渡」による所得であるが、資産とは、法33条2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる（所基通33-1）としている。

この通達起案者の解説によれば、金銭債権の譲渡による所得は、その債権の元本の増加益（すなわちキャピタル・ゲインそのもの）ではなく事業所得又は雑所得に該当する金利に相当するものであると考えられるから、金銭債権は、譲渡所得の基因となる資産には該当しない（高倉明他「所得税基本通達逐条解説」172頁）としている。

○資産損失の取扱い

現行所得税法は、各種の資産損失のうち、資産の譲渡損失のほかは、事業所得・不動産所得・雑所得の計算上控除される資産損失の必要経費算入、所得控除として雑損控除が認められているだけで、これらに該当

しない場合には損失の控除は認められていない。

③ 学識者の見解

従来からゴルフ会員権の譲渡による損失が損益通算できるか否かは、訴訟事例の先例は見られなかったが、審判所の裁決レベルではあった。他方、本件と同種の預託金返還請求権が譲渡所得の基因となる資産に該当するか否かが争点となった裁決事例は、いくつかあった。次に参考に、学識者の見解を取り上げてみたい。

○ 増田英敏専修大学教授の見解

「ゴルフ会員権を手放す場合には、まず市場価格が経済的に有利であれば、市場を通じて譲渡するであろう。ところが市場価格が預託金返還額を下回る場合には、退会の手続を経由して預託金の返還を求めるのが経済合理性にかなった行為と言える。」「そうすると、退会は、会員権を譲渡する際の合理的選択肢の1つと言えよう。手続的側面からは譲渡手続と退会手続は異なるが、退会は、実質的には譲渡の一形態と言える。」「よって、本件判旨に賛成することはできない。」としている。

○ 伊藤義一前麗澤大学教授の見解

「しかし、国民が一定の経済的目的を達成しようとする場合、私法上は複数の手段、形式が考えられる場合があるが、私的自治の原則ないし契約自由の原則に基づき、その判断によって特定の法的手段、法的形式を選択した以上、課税要件が充足されるか否かの判断も、当該手段、形式に即して行われるべきことは当然である。本件ゴルフクラブの会則上退会手続と会員権譲渡の手続は区別されており、手続面でも効果面でも、これを同一のものと解することはできないところ、Xは、ゴルフ会員権取引市場での市況などを勘案した上、その意思に基づいて退会手続を取った上での預託金返還請求権の途を選択したのであるから、かかる法的手段、形式に則した課税上の効果を

受けることはやむを得ないというべきである。」「結論として、本件ゴルフ会員権の取得費用と、Xがゴルフクラブから退会するに当たって返還を受けた預託金との差額は、譲渡所得上の損失に当たらず、したがって、損益通算規定も働かないというべきである。」「この点において、本件判決は妥当である。」と述べている。

6. おわりに

ゴルフ会員権を手放す場合には、まず業者の市場価格が高ければ、業者を通じて譲渡するであろう。ところが市場価格が預託金より下回っていれば、退会の手続をして預託金の返還を求めるのが、手許に入る金額を考えると当然ではないか。

ところで、個人の所有するゴルフ会員権が「資産」に該当し、これを売却することが「譲渡」に該当することは当然と思っていた。税務上は、個人が所有するゴルフ会員権を第三者に譲渡した場合には、取得価額と譲渡価額との差益は所得税では譲渡所得とされ、その差損は譲渡損失とされて損益通算することができる。(ゴルフ会員権でもゴルフ場経営会社の破産による損失は対象外であり、税制面でゴルフ会員権の「特別扱い＝損益通算が可」がいつまでも続くとは限らないし、不公正だとの意見も聞かれる。)

今回本判決を挙げてみたが、所得税法上、ゴルフ会員権の取得価額と返還された預託金との差額をどのように取り扱うかについては、裁決はいくつかありましたが、裁判所が判断した先例は見あたらないところでした。

参考文献

- 菅野浅雄 『判例・裁決からみたゴルフ会員権をめぐる税務事例』(大蔵財務協会、2007年)
- 岡 正晶 「再建型倒産手続により権利変更されたゴルフ会員権の譲渡所得課税」(税務事例研究VOL.88.2005.11)
- 佐藤英明 「給与所得者とゴルフ会員権の譲渡損失」(税務事例研究VOL.44.1998.7)



あれから10年

依田 貴志

昨日も負けた。今日も負けた。明日も負けた？何を隠そう、私はベ이스ターズファンです。生まれも育ちも横浜ですから、まさに根っからのファンなのです。

「あれから10年とは」、今思うと奇跡としか言いようがない日本一から10年を経過したという意味です。

やはり最下位が定位置なのか？この位置が安心するのか？昨年の5月の連休前に、一時首位に立ちましたが、お尻がムズムズするよう感じでした。この気持ちは、ベ이스ターズファンでなければ分からないと思います。

これから、ベ이스ターズファンでしか理解出来ない、この特別な感覚を紹介したいと思います。

私の一日は、朝刊のスポーツ欄を開くことから始まります。真っ先に見るところは、個人成績が載っている欄です。今注目しているのは、打順で3番内川・4番村田・5番吉村の各選手です。

横浜市在住の時は、TVK（テレビ神奈川）がほぼ毎日中継をしてましたが、東京都民になってしまった今はTVKが映りません。それならばと、ワンセグ受信も試みましたが、あえなく圏外ですし、我が家にはCSを見る機器がありません。したがって、新聞（ネットもありますが面倒）が頼みの綱です。

今年も例年通りですが、順位が確定してしまった今となっては、個人成績しか興味がないのです。強力なクリーンナップが揃っているのに、なぜ最下位なのか本当に疑問です。

ただ、正直なところ勝ち負けは二の次です。弱小球団のファンは、多かれ少なかれ似たようなも

のでしょう。巨人ファンには分からないと思います。

したがって、これからは内川選手の首位打者と村田・吉村両選手のホームラン王しか希望が持てません。特に内川選手は、タイトルがかなり有望で、国内最高打率も視野に入っております（現記録はバースの.389）。毎日、何本のヒットを打ったか、何本の本塁打を打ったか、最近の興味はそれしかありません。忘れるところですが、最多安打のタイトルもあります。

この原稿は、9月上旬から中旬にかけてのものですから、もう結果は出ているはずです。

ちょうどその頃はストーブリーグ中で、ドラフト・トレードと続きます。ここでは、弱小球団も立場は一緒です。気持ちを新たに、来季に向け、希望に満ち溢れております。なんて単純なんだろうと、我ながら思います。

そして、年が明け、キャンプ～オープン戦へと続きます。シーズン開始直前が一番のピークです。「もしかして今年は…」と。

本音を言うと、やはり毎年優勝争いをして欲しいものです。

「頑張れベ이스ターズ」



受験から独立開業まで

引地 栄二

私が税理士を目指し始めてから平成19年10月に開業するまでの17年半をギュッと縮めてお話します。

私は大学3年の9月から税理士講座の2年6科目コースを始めました。最初は誰もが目指す2年で5科目合格してやる！のはずが…「有言不実行」この頃から私は、この言葉のお世話になることになりました。結局、5科目合格には、その4倍の8年かかってしまいました。

合格するまでの間、大原簿記学校の相続税法科に7年間お世話になりました。この講師の経験があるから最後まであきらめずに合格することが出来たのだと思います。頑張っている受講生の方々の姿を見て、勇気と根性をもらい、私も頑張らねば！！と常に励まされました。

平成10年12月、遂にそのときがやってきました。最終科目の所得税の合格発表日。朝、いつもどおりに出勤し、職員室で官報を確認。このときばかりは受講生より、まず先に自分の番号。ある。確かにある！このときの感動は、今思い出してもウルウルします。やったぜ！！これで終わった。安堵感も同時に湧いてきました。

実は、この平成10年は私にとって、ものすごくめでたい年でした。わが横浜ベイスターズが38年ぶりに日本一になったし、マイホームであるマンションも購入したのです。こんな年って、あるんですね。

平成11年8月に大原簿記学校を退職し、平成11年9月より渋谷の会計事務所に3年間、そして平成14年9月より日本橋の会計事務所に5年間お世話になりました。

渋谷の会計事務所では所員旅行でベルギーに連れて行って頂きました。ヨーロッパって凄い！地震が無いから石造りの古い建物がたくさん残っていて、とてもおしゃれで歴史を感じる国でした。

また、日本橋の事務所でも海外旅行に何度か連れて行って頂きました。中でもラスベガスに行ったときアナハイムまで足を延ばしエンゼルススタジアムで見たメジャーリーグのエンゼルス対マリナーズの試合は一生忘れることができません。大の野球好きの私は、野球場に着いた途端に「野球の本場に来たんだ！」と思い感動。球場の中に入りその雰囲気と減茶苦茶きれいな天然芝を見てまた感動。そして試合前のアメリカ国歌斉唱では遂に涙と鼻水を垂らす始末でした。今でもエンゼルススタジアムには、私の涙と鼻水がしみ込んでいることでしょう。でもイチローが4タコだったことにはガッカリしました。

とにかく「会計事務所＝海外旅行」自分の中ではこの等号が成り立ちました。いつかは自分の事務所も！いつになることやら…

そして、「来年は40歳になるし、サラリーマン生活も15年経験したし、せっかく資格も持っているのだから、思い切ってみちゃう？」みたいな感じで、お江戸東京日本橋の蛸殻町において、平成19年10月に独立開業致しました。パチパチパチ！！まさか自分が東京の真中で開業するとは思っていなかったの、我ながら「すげえ俺！」と感動しました。両親にも事務所を見に来てもらいました。

開業してすぐ野球部をはじめ諸先輩方にお祝いして頂き、自分が幸せ者であることを実感しました。

といっても、お先真っ暗の開業でした。顧問先は、月次顧問1件、年次顧問1件の合計2件、金額にして年間税込90万円ほどの売上しかありません。貯金も全く無い私は、まず銀行から500万円を借りました。よくこれで開業したなと自分でも思いますが、開業は度胸です！一から作って行く。これが男です！

勢いだけで開業してしまった私は、内心「俺、大丈夫かな？いや、そんな弱気じゃ困るんだけど…だって女房のおなかには赤ちゃんが…」そうなんです。開業間際に結婚12年目にして初めての子供を授かったのです。平成10年に続き、平成19年も私にとってはめでたい年となりました。

話を元に戻すと、借りたお金で事務所を借りて、会計ソフト、複合機、家具などを買い、名刺作って、封筒作って…イメージカラーは白と青。ほとんどの物をこれで揃えました。あっという間に300万円ほどを使ってしまいました。開業当初は、仕事が無く、労働時間のすべてをハンズやロフトや秋葉原に行って事務所に足りない物の買い物に費やしました。朝、ゴルフ練習に行ってから出勤したことも。「ああ楽しい。こんな生活が続けば良いのに！？」

ところが、嬉しいことに、先輩、友人知人からのご紹介もあり、開業後1年で顧問先は20件を超え、また、相続も7件の依頼を受けました。さらに大原簿記学校の実務講座、日本橋法人会の簿記3級講座、東京税理士会の会員電話相談などの副業もいくつか受け持ち、お陰様で今では多忙な毎日を送っています。

今は独立して本当に良かったと思っています。あっという間の1年でした。今の一番の楽しみは、4月に生まれた娘と「あーあー」と会話し、その笑顔と寝顔を見ることです。

ところで、私がなぜ日本橋で開業したのかというと、理由はただ一つ。税理士会の日本橋支部で野球をしたかったからです。独立前から野球部に所属していた私は、チームの雰囲気が大好きで離れられなかったのです。野球部の皆様、これからも宜しくお願い致します。

以上、私のつまらない体験記でした。



収入印紙の企画、立案

鈴木 章

この8月下旬に日本橋支部に登録をさせていただいたばかりの新人です。よろしくお願いいたします。7月中旬に中島日本橋支部長との面接があり、この時、当支部では研修と厚生と広報に力を入れていること。さらに「会報は年4回発行しており、原稿の依頼があった時には、是非ご協力を」とのお話がありました。

早々に原稿を書く機会を与えていただいたことに感謝申し上げます。

私は税務の職場に37年余り勤務しており、この中で一番長く勤務したところが国税庁長官官房会計課でございまして通算11年間勤めておりました。この間に二度「収入印紙の図柄改正」が行われ、二度の図柄改正とも携わっておりました関係から、この時のことを書かせていただきます。

税務の職場の任務、所掌事務分担につきましては、財務省設置法、同組織令及び同組織規則によって定められており、国税庁会計課事務所掌の一つに「印紙の形式に関する企画及び立案に関すること」と規定されております。

収入印紙のよりどころとなる税法は、皆様もご承知のとおり「印紙税法」です。始まりは明治6年の『受取諸証文印紙貼用心得方規則』であり、その後数回の印紙に関する法律を経て、昭和42年に現在の法律が施行されて今日に至っております。

印紙税は、各種契約書、領収書などの経済取引が行われる際に作成される文書にかかる税金でございします。現在、主に流通しておる収入印紙は、200円から10万円まで19種類あります。最高券面額は、紙幣が1万円、収入印紙はその10倍となっております。

印紙税法上一番高い収入印紙を貼る取引は、「不動産の譲渡に関する契約書」や「請負に関する契約書」の契約金額が50億円を超えるものは、60万円の収入印紙を貼ることが規定されております。

収入印紙に関する担当部署は、先ほど記述しましたが、印紙の形式に関する企画・立案が国税庁会計課、印紙の予算管理が財務省会計課、そして

印刷が国立印刷局で担当しております。この三者が協議して収入印紙が発行されます。

収入印紙の図柄等の改正を行う前には、必ず印紙の偽造事件が絡んでおります。

一回目は、昭和61年新宿郵便局の窓口で200円の収入印紙シート85枚（170万円相当）を10万円の印紙に交換しようとしたところ多額であったことから郵便局員が不信に思い調査したところ偽造印紙であることが判明しました。

二回目は、平成に入ってから千円、1万円の高額印紙の偽造が郵便局、金券ショップに持ち込まれるようになり、さらに裁判所の職員が訴状の書面に貼ってあった10万円の印紙をコピーし差替えるという事件も発生しました。

一回目の対応策として、収入印紙の紙の中に青と赤の着色繊維をすき込んだものを使用することとし昭和62年3月官報に公示し同年4月から適用しました。それでも平成3年3月に表面は着色繊維を印刷し、裏面は糊の中に青と赤の糸くずをちりばめ糊面から糸くずが飛び出したものが金券ショップに持ち込まれた事件が発生しております。

二回目の対応策として、収入印紙を全面的に改正することとし改正の内容は、①印紙の大きさはそのままとし、②桜の図柄を一回り小さくし、③回りに余白部分を作り着色繊維及び地紋が良く見えるようにし、④インクの色を明るくしカラフルにしました。さらにこの時の偽造防止策として4つの対策を取り入れました。

- ・紙幣に採用されておりました0.26ミリのマイクロ文字までは小さくありませんが0.6ミリの微小文字を取り入れました。

- ・紫外線を当てると発光する特殊蛍光インクを300円以上の印紙に地紋として取り入れました。

- ・今まで200円の印紙にだけ使われていた着色繊維入りの紙を全券種に取り入れました。

- ・300円から1万円の印紙は、図柄が1色から2色刷りにしました。

この他にも偽造防止のための対策をとっておりますが、公表しておりませんのでご容赦ください。

収入印紙の偽造防止策は、紙幣と比較しますと多少物足りなさがありますが、限られた紙面、予算面の制約の中、精一杯知恵を搾り出して改正を行ったものです。

200円から600円の収入印紙は、平成5年6月官報

告示、同年7月から適用され、千円から10万円の収入印紙は、平成5年10月官報告示、同年11月から適用となりました。

二度の収入印紙の図柄改正事務に携わることが出来たことは、小生にとりまして良き思い出

として残っております。改正後15年が経過しておりますが、現在も世の中に流通しております。「私のあしあと」を消してしまうような偽造事件が起こらないことを願ってやまないものがあります。

随 筆



私と税務訴訟との かかわり

荒 木 慶 幸

平成14年4月施行の改正税理士法第二条の二に税理士の出廷陳述権が創設されたことを契機として、個々の税理士には馴染みが薄かった税務訴訟に興味をもたれるようになってきたようです。また、松沢智著「税務争訟法」序文に私の名前が記載されていることから、編集担当の方から原稿の依頼がありましたので、「私と税務訴訟とのかかわり」について述べることにします。

一、最初の行政訴訟とのかかわり

訴訟との最初のかかわりは、大学法学部で「行政法ゼミ」の履修時、当時、行政事件の訴訟手続は、民事訴訟法の特別法として「行政事件訴訟特別法」という法律により執行されていきました。私はこの法律の「裁判所の執行停止の決定に対する内閣総理大臣の異議」の条項に興味を持ち、この規定につき三権分立の観点から司法権と行政権との権力対立の点に着目し卒業論文として提出したことがありました。

この頃の行政訴訟の判例は「自作農創設特別法」に関する判決が絶対的に多く、税務に関する判例などは殆ど見当たらないほど件数が少ない状況でした。

二、行政不服審査の審理裁決の経験

その後、国税部内の組織で、国税不服審判所の前身であった協議団で審査請求に対する裁決書作成事務に従事し、紛争解決について貴重な体験をしました。

三、指定代理人としての訴訟活動など

1. 指定代理人制度

司法試験に合格なしに訴訟代理人になる方法がないか検討したところ、その趣旨に沿う「国の利害関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」という法律を見つけました。この法律によると、国税行政庁が訴訟の当事者又は訴訟参加人となる訴訟については、国税の行政組織法上訴訟を担当する職制に在職すれば、行政庁の訴訟代理人（法務大臣が訴訟代理人に指定したとみなされ「指定代理人」という。）になれるからです。指定代理人は税理士法上の補佐人とは異なり法務大臣の指揮は受けますが、訴訟代理人権限に基づく訴訟活動ができます。

2. 指定代理人になる過程

この指定代理人に登用を期待し、最高裁事務局長通達、裁判記録の読み方、その他民事訴訟法など実務に必要な法律を再度読み直して、国税訟務官室への配置換を希望したところ、この希望が適えられ、国税行政庁又は國の訴訟代理をする目的が実現しました。

3. 松沢智著「税務争訟法」の刊行

私が指定代理人としての訴訟活動した期間中には、裁判官、裁判所書記官、訟務検事弁護士などの法曹関係者、国税庁職員、国税局職員（東京局以外も含む）その他多数の方々の指導を受け、また、相談を受けました。そのうちの一人として本稿では、訟務検事、国税審判官、刑事（税法）裁判長等を歴任された松沢智様と私との関係につき簡単に述べます。

松沢智様と私は、ある訴訟事件を担当したことに伴いその事件の証拠収集のため広島国税局管内に出張した際に、私が税務訴訟手続の解説書が皆無なので個人として起草中である旨伝えたところ、

松沢様も私同様起草中であるとのことでしたので、共同分担執筆することとなりましたところ、それが不可能となり、松沢智様単独の執筆名となりました。その理由は、当時、青色申告取消処分の理由付記事件が係争中で、国税側は訓示規定と主張しておりました。これに反し、私の法律要件規定であるとの原稿では国税当局の執筆承認が得られなくなったことが原因です。

4. 指定代理人としての関与件数と勝率

私が被告税務署長の指定代理人として訴訟を担当し、裁判所から受けた判決数は、国税庁編纂の「税務訴訟資料」に掲載されている判決の中から指定代理人荒木慶幸と記載された判決数を数えれば判明します。私自身では、数えたことはありません。

四、新税理士法施行後の税務訴訟とのかかわり

1. 租税訴訟学会の設立

改正税理士法施行後、同法第二条の二の実効を図り、訴訟手続の専門家弁護士と税の専門家税理士とが協働して税務訴訟の勝率向上を図るため、「租税訴訟学会」の設立に参画し設立以来同学会の研修担当の副会長を仰せつかりそれなりに活動してきました。しかし、今は引退すべく後任者を探していますが引受者が見つからず困っております。

2. 行政訴訟検討会への出席

司法制度改革の一環として行政訴訟制度の抜本的改革を目的とする「行政訴訟検討会」が規制改革推進本部に設置され、その検討会の改正答申により現在施行されている「行政訴訟法」が国会で可決され施行されました。私はこの検討会に日税連代表として出席し、会議終了後の懇親会の席上、座長の外、各委員とも懇親を深め、議論をしたことが今では楽しい思い出となりました。

各部だより

〔総務部〕

総務部報告

〔7月開催幹事会平成20年7月21日より〕

審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題の件
平成20年10月20日（税務署）平成20年11月（都税事務所）
2. 八団体合同意見交換会の件
3. 常会・新入会員説明会・忘年会・賀詞交歓会の開催に関する件
4. 支部間仕切り改修の件
5. 支部規則改正に伴う「支部規則集」編集の件
6. 幹事会議事録発送の件
7. 商工会議所へ支部、加入の件
8. 東京会役員選挙管理委員推薦の件

報告事項

1. 定期総会、懇親会の報告
2. 東京税理士会定期総会の報告
3. 日本橋税務懇話会の報告
4. 税理士雑談会6月、7月の報告
5. 登録調査の報告

各部報告

総務部ほか各部部長より、各部の報告があった。

理事会報告

宮川本部理事より、承認事項4件、報告事項8件の詳細の報告がされた。

〔9月開催幹事会平成20年9月18日より〕

審議事項

1. 日本橋税務署ならびに中央都税事務所との定例連絡協議会の開催時期および提案議題策定の件
平成20年10月20日（税務署）平成20年11月（都税事務所）
2. 常会開催日時および運営方法に関する件
3. 新入会員説明会開催日時および運営に関する件
4. 第一ブロック支部連絡協議会開催に関する件
5. 支部会議室改修にかかる費用の予備費流用の件
6. 税を考える週間諸行事に関する件
7. 署との拡大定例連絡会出席者確認の件
8. 東税健保健康管理事業推進委員の推薦の件

報告事項

1. 八団体合同意見交換会の報告
2. 日本橋税務懇話会の報告
3. 登録調査の報告
4. 税理士雑談室の報告
5. 署との実務研修会の報告

6. 暮らしと事業のよろず相談会相談員の報告

各部報告

総務部ほか各部部長より、各部の報告があった。

理事会報告

福本本部理事より、承認事項2件、報告事項7件の詳細の報告がされた。

[研修部]

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成20年7月14日（月）14:00～16:30

講 師：朝倉洋子先生（税理士）

会 場：綿商会館4階

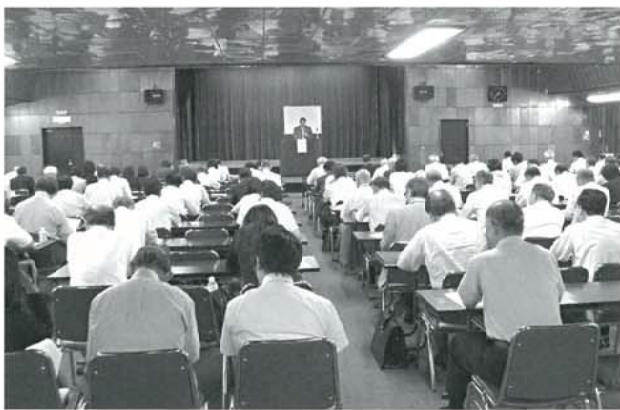
テーマ：税務相談の自己解決問題とTAINSの活用
～税理士も調査に生かそう！『判決情報』～

日 時：平成20年9月4日（木）13:30～16:30

講 師：宮森俊樹先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：使える中小企業税制
～人材教育促進税制、減価償却及び
リース税制の事例による活用方法～



9月4日 東実健保会館

日 時：平成20年9月26日（金）13:30～16:30

講 師：岩下忠吾先生（税理士）

会 場：銀座ブロッサム ホール

テーマ：事業承継の新たな展開
一円滑化法はどのように活用するのか
株式等の納税猶予の導入は、ほかの規定
にどのように影響するのか

※ 第一ブロック合同研修会（第一回）

日 時：平成20年10月17日（金）13:30～16:30

講 師：内田久美子先生（弁護士）

会 場：中央区役所8階

テーマ：内部統制について

日 時：平成20年10月20日（月）14:00～17:00

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正
点及び誤りやすい事項

日 時：平成20年10月28日（火）13:00～16:00

講 師：日本橋税務署 担当官

中央区役所 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：年末調整

《今後の予定》

日 時：平成20年12月16日（火）13:30～16:30

講 師：小池正明先生（税理士）

会 場：銀座ブロッサム ホール

テーマ：未定

※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

日 時：平成21年1月13日（火）15:30～16:30（時間は予定）

講 師：上野道善大僧正 氏（東大寺第219世別当）

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：未定

※ 支部新年賀詞交歓会 第一部

[厚生部]

〈野球部〉

野球部の活動状況に関してご報告します。

＜第一ブロックリーグ＞

7月6日に第一ブロックリーグの3戦目で麻布支部と対戦し、2対5で負けてしまいました。麻布支部は支部対抗大会での優勝の常連で、力の差がなかなか埋まらない状況が続いています。

6月4日に予定されていた、2戦目の芝支部戦、8月5日に予定されていた麴町支部戦は、雨で延期となりました。

＜シニアリーグ＞

7月18日に昨年当支部と京橋支部で始まったシニアリーグが、今年は第一ブロック6支部全部が参加して行われました。参加資格は50歳以上ということで9人そろわない支部もあり、連合チームを交え2試合行われました。日頃試合に出ることが少ない人も参加でき、楽しめたのではないかと思います。

＜合宿＞

8月24日、25日に茨城県波崎町で恒例の合宿を行いました。



合宿練習でノックする山科部長



秋の大会の応援席

基本練習からサインプレーの確認、ランナーを置いたバッティング練習等を行いました。

<秋の支部対抗大会>

9月4日に秋の支部対抗大会に参加し、1回戦でお隣の神田支部と対戦しました。結果は0対5と完敗でした。神田支部の各打者は鋭いスイングから強い打球を打ち、得点を重ね、一方わが支部はほと

んどヒットも出ない状況でした。打撃の弱さは今に始まったことではありませんが、今後もっとも強化すべき大きな課題です。

<ゴルフ部>

第265回TNG会は、9月10日 泉カントリー倶楽部にて20名の参加者で開催しました。

成績は、以下のとおりです。菅原会員より、支部対抗戦への心強い抱負が語られ、良い結果が期待されます。これからはゴルフに良い季節となります。TNG会は、次回11月は、戸塚カントリー倶楽部、12月は、若洲ゴルフリンクスで開催予定です。支部よりご案内を送付しますので、是非ご参加ください。

○成績

優勝	浅見達雄	会員	G97	N71
2位	井上真一	会員	G95	N72
3位	藤井清彦	会員	G99	N73

ベストグロス

菅原一泰 会員 G81 (アウト43、イン38)



〈テニス部〉

8月14日と9月1日は京橋支部との合同練習会を開催しました。8月14日は日本橋支部のホームコートである品川プリンスホテルで、松岡コーチ指導のもと、前半はストロークやボレーを基本とした練習を行い、後半は4ゲーム先取のミニゲームを行いました。京橋支部との対抗戦もあったため白熱したゲームとなりました。9月1日は京橋支部が用意してくださった区立築地小学校で練習会を行いました。最初は乱打等で肩慣らしを行い、その後は京橋チーム対日本橋チーム、京橋日本橋混成チームで試合を行い充実した練習会となりました。また、9月30日は10月7日に行われる秋季テニス大会に向けて練習会を行い、前半はボレーやフォーションを中心とした練習を、後半は実践的な試合形式で練習を行いました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで楽しく練習会を行っています。そして練習会後の飲み会も和気あいあいとアットホームな雰囲気です。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

今後の大会予定

支部対抗戦 11月18日(火) 予備日11月25日(火)

〈歌舞音曲部〉

歌舞音曲部は、年1回催しているカラオケ発表に向け、毎月の月例会、リハーサルに多数参加し自慢の「のど」を最高にもっていけるよう練習に余念がありません。

発表会の出演者・曲目も決定し、モチベーションも高まっており最高のパフォーマンスを演出できるよう練習にも熱が入ります。プログラムは下記のとおりです。

《プログラム》

【ご挨拶】

東京税理士会日本橋支部支部長 中島美和

【カラオケ発表会】

- | | |
|----------|---------------------|
| 1. 中武 昭夫 | 霧子のタンゴ (フランク永井) |
| 2. 清水 満昭 | 昔の名前で出ています (小林 旭) |
| 3. 神作 享 | 君恋し (フランク永井) |
| 4. 増田 昌弘 | 赤いハンカチ (石原裕次郎) |
| 5. 佐野 典子 | わたしの彼は左きき (麻丘めぐみ) |
| 6. 板橋 則雄 | 越後湯沢駅 (香田 晋) |
| 7. 大沢 昭人 | もしもピアノが弾けたなら (西田敏行) |

- | | |
|-----------|--------------------|
| 8. 湯ノ上光昭 | 女の恋 (森 進一) |
| 9. 若狭 茂雄 | ともだち (佳山明生) |
| 10. 佐々木則司 | 愛をこめて花束を (スーパースライ) |

【休 憩】

【ご挨拶】

東京税理士会日本橋支部厚生部長 坂下眞一郎
 ゲ ス ト サクソフォン演奏 中島 諒
 特別出演 坂元 左 (日本橋) 小ばなし
 友情出演 東京税理士会第一ブロック会員

【休 憩】

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 11. 高橋美津子 | EVERLASTING (BOA) |
| 12. 鈴木 毅 | 長良川艶歌 (五木ひろし) |
| 13. 藤山 清春 | 風に立つ (坂本冬美) |
| 14. 中島 美和 | 未来予想図Ⅱ (DreamsComeTrue) |
| 15. 濱 洋子 | この空を飛べたら (加藤登紀子) |
| 16. 河原 邦文 | ひとすじ (北島三郎) |
| 17. 佐藤 嘉光 | ふるさとの夕陽 (北山たけし) |
| 18. 福本 光男 | 吾亦紅 (すぎもとまさと) |
| 19. 中島 重敏 | この愛に死んでも (五木ひろし) |

【休 憩】

ゲ ス ト 三味線・箏・笛のCollaborate
 箏・笛 田中奈央一 三味線 養田弘大
 笛 あかる潤

【福引抽選会】

【お礼のことば】

東京税理士会日本橋支部歌舞音曲部長 中島 重敏

【組織部】

9月16日

中央区防災マップの最新版を支部緊急連絡網の班長及び副班長宛に発送しました。

9月18日

7月幹事会の決議事項に基づき、支部規則等の検証と改定の手順について検討しました。

【税務支援対策部】

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成20年実施日 会 場 担当税理士

7月9日(水)	法人会事務局	高田 公子
7月23日(水)	〃	青柳 聡
8月27日(水)	〃	坂下 弘子
9月10日(水)	〃	村田 裕
9月24日(水)	〃	岩本 忠司
10月8日(水)	〃	佐野 典子
10月22日(水)	〃	石田 俊也

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成20年実施日	会 場	担当税理士
7月4日(金)	中小企業相談センター	櫻井 利一
7月25日(金)	〃	高田 公子
8月15日(金)	〃	岩本 忠司
9月5日(金)	〃	浅野 雅史
9月30日(火)	〃	渡辺 春樹
10月21日(火)	〃	岩川由美子

《小規模事業者税務相談・記帳指導》

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成20年実施日	会 場	担当税理士
7月16日(水)	中央区京橋プラザ	遠藤 範子

《東京10士業団体による相談会》

○東京会からの依頼分

平成20年実施日	会 場	担当税理士
10月4日(土)	弁護士会館5階	高橋美津子

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願い致しました。

担当税理士
赤坂 光則
佐野 典子
林 孝子

[法対策委員会]

(1) 9月9日 本会法対策委員会と支部法対等との合同会議(日本青年館)が開催され3名が出席した。
議題 支部法対等における課題検討について
(依頼)

検討課題

(イ) 統一課題 中小企業の会計に関する指針と会計参与制度の普及推進のための施策の検討について。

(ロ) 任意課題① わが国税制のあり方に関する検討について

(ハ) 任意課題② 税務支援従事についての税理士法上の義務化について

(ニ) 任意課題③ 平成22年度税制改正及び税務行政に関する意見の提出について

(ホ) 任意課題④ その他関連事項

(2) 9月18日 上記の課題検討を支部役員に(10月7日〆切り)依頼した。

[情報システム委員会]

7月28日4時より支部事務局において委員会を開催した。課題として、電子申告の普及、今後の委員会としての方針を議論した。

その方針に従って、8月中旬に電子申告に関するアンケートを会員に発送した。

9月にその集計結果を参考にして、10月後半又は11月前半に電子申告に関する研修会を開催する予定です。

ちょっとひとこと

ー食料品非課税ー

「口に入るものは考えてもいいのではないか」
就任直後の麻生総理です。

そうです、消費税の食料品非課税問題への回答です。消費税の創設時「単なる生活実感というだけで境界があいまいな非課税を設けることは、経済取引と税務行政の混乱をもたらすと

もに国民の間の不公平感を高める要因になる」との指摘がありました。当然です、食料品の定義は可能でしょうが、実際の商取引で個々に線が引けるのでしょうか。事故米問題での流通経路を辿るとき一層その感がいたします。

弱者救済は大切なことです。この接点は、別の視点から探すべきではないでしょうか。

消費税は薄く広く「シンプルな税制」と教わりました。如何でしょうか。(桑原盛一)

中央都税事務所からのお知らせ

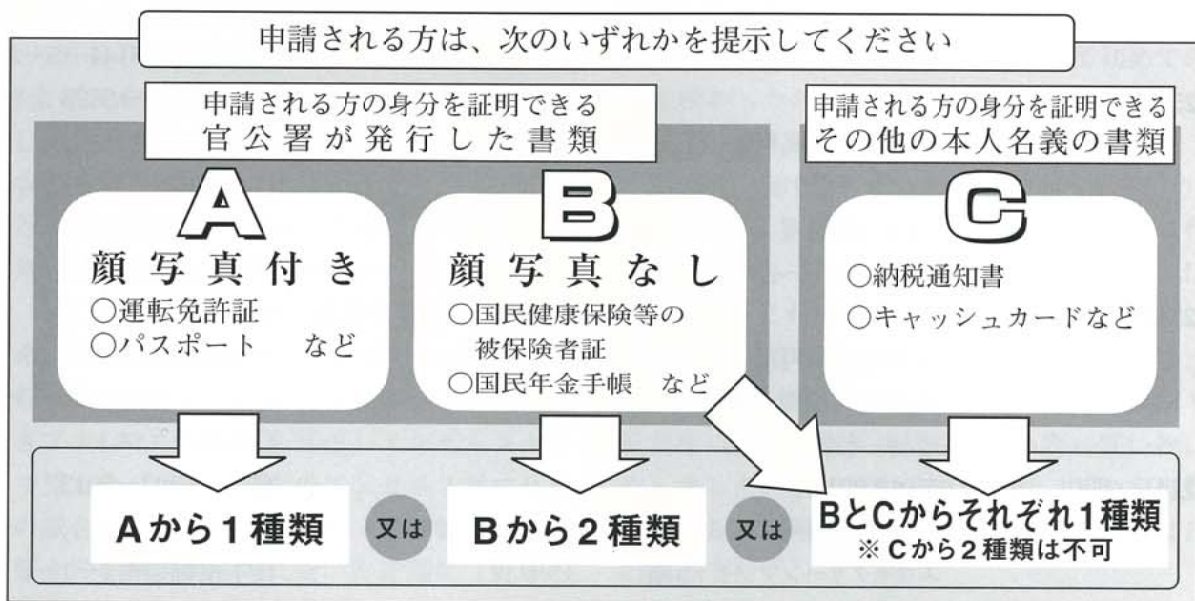
平成20年11月から都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認方法」が変わります！

主税局では、本人になりすまして、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、「本人確認」をより厳格な方法に変更します。

《変更内容》

窓口で申請をされる場合

これまでは、運転免許証、健康保険証などの身分を証明できる書類を1種類提示いただき、本人確認を行っていましたが、今後は、申請される方の身分が証明できる書類のうち、次のいずれかの提示をお願いします。



【例】 (○) B国民年金手帳＋C納税通知書 (×) C納税通知書＋Cキャッシュカード

・郵送で申請をされる場合

ア 原則として、納税通知書送付先又は都税事務所に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）に転送不要郵便にて証明等を送付します。この場合「本人確認書類」等は不要です。

イ 上記ア以外へ送付を希望される場合は、手続き等について、所管する都税事務所へお問い合わせください。

・対象となる公簿と証明

【公簿】土地課税台帳 家屋課税台帳 償却資産課税台帳 土地・家屋名寄帳など

【証明】納税（課税）証明（自動車税の継続検査用納税証明を除く。） 固定資産評価証明など

・実施時期

窓口での申請 11月4日（火）受付分から 郵送による申請 11月1日（土）消印分から

- ◆ 本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、必要と判断した場合は、口頭質問や電話確認等を行います。

【お問い合わせ先】 所管する都税事務所の下記担当へ

〔固定資産税（23区内）に関する証明等〕 固定資産税係 〔納税証明〕 徴収管理係

【問い合わせ先】 中央都税事務所 電話 03 (3553) 2151

支部会員異動のお知らせ

平成20年6月16日～
平成20年9月15日

＜入会＞

6月25日	麻生 尚紀	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 軒澤 力税理士事務所 電話 6803-6711	8月21日	家崎 克夫	〒103-0024 日本橋小舟町5-7 トウセン小舟町ビル2階 電話 5623-1667
6月25日	田中あゆみ	〒103-0004 東日本橋3-9-16 パレ・ソレイユ東日本橋503 小此木広史税理士事務所 電話 5614-9731	8月21日	井上 哲也	〒103-0026 日本橋兜町3-9-602 電話 050-1393-9144
6月25日	土屋 和男	〒103-0011 日本橋大伝馬町2-11 イワサキ第2ビル6階 小池 良税理士事務所 電話 5695-2381	8月21日	駒ヶ谷 泉一	〒103-0015 日本橋箱崎町44-5-A403 電話 3669-5828
6月25日	中根 緑	〒103-0015 日本橋箱崎町33-4-505号 今井芳典税理士事務所 電話 6231-8656	8月21日	佐藤 清壽	〒103-0003 日本橋横山町7-17 オフィス日本橋902 電話 5875-6223
7月11日	助川 正文	〒013-0015 日本橋箱崎町5-15 エヴァグリーンマツモト5階 電話 5640-0453	8月21日	佐藤 宗石	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-38-16-304 ニューシティレジデンス 日本橋ウエスト 電話 6902-2913
7月23日	飯田 匡志	〒103-0022 日本橋室町1-1-3 紅花ビル3階 宮原裕徳税理士事務所 電話 6202-7174	8月21日	鈴木 章	〒103-0012 日本橋堀留町1-1-2 フェニックスⅢビル7階 電話 6808-1366
7月23日	太田 一平	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人 平成会計社 電話 3231-1858	8月21日	鈴木 茂	〒103-0015 日本橋箱崎町44-5-A403 電話 5640-8264
7月23日	鈴木 敏裕	〒103-0026 日本橋兜町11-7 ビーエム兜町ビル 篠原徳次税理士事務所 電話 3666-7469	8月21日	関 真	〒103-0015 日本橋箱崎町1-8 日本橋中央税理士法人 電話 5652-4774
8月21日	青木 幸一	〒103-0025 日本橋茅場町2-6-11	8月21日	武田 秀和	〒103-0002 日本橋馬喰町1-1-2 ゼニットビル6階 電話 090-3962-5089
			8月21日	田嶋 俊也	〒103-0003 日本橋横山町3-4 THEパームス日本橋横山町1006 電話 6905-9315
			8月21日	森井泉勝人	〒103-0012 北野ビル3階 電話 3249-3447

日本橋堀留町2-3-3

グランドメゾン日本橋堀留504

電話 6904-1485

〈転出〉

田中 啓資	小石川支部へ
筑間 浩	神田支部へ
池田 良博	京橋支部へ
北川 知明	〃
桑野ふさみ	〃
鈴木 達也	〃
藤村浩一郎	〃
柳 洋	神田支部へ
太田 龍彦	麻布支部へ
板谷 直	神田支部へ
中島 義雄	練馬西支部へ
永塚 隆	京橋支部へ
林 理恵子	〃
藤本 毅郎	神田支部へ
諫山 正教	京橋支部へ
一條 博幸	上野支部へ
小林 暢浩	四谷支部へ

〈転入〉

佐藤 兆秀	〒103-0013
	日本橋人形町2-17-10
	小池ビル3階
	電話 5614-2555
赤木甲太郎	〒103-0027
	日本橋2-15-3
	グレイスビル日本橋4階
	佐藤幹雄税理士事務所
	電話 3510-7277
小林 郁洋	〒103-0014
	日本橋蛸殻町1-37-12-1409
	電話 6667-8211

〈事務所住所変更〉

鈴木 秀明	〒103-0023
	日本橋本町1-6-14-1001
	電話 6908-1303
篠原 拓郎	〒103-0026
	日本橋兜町11-7
	ビーエム兜町ビル
篠原 徳次	同 上
近藤 吉輝	〒103-0027
	日本橋1-18-14
	第三正明ビル3階
須藤 孝一	同 上
田口 菊江	同 上
森谷 和雄	同 上
谷詔 龍二	同 上
鈴木 毅	〒103-0002
	日本橋馬喰町1-1-2
	ゼニットビル6階

〈法人転出〉

税理士法人グローバル・パートナーズ 京橋支部へ
(旧名称 パートナーズ総合税理士法人)

〈退会〉

猪股 栄公	業務廃止
矢頭 康憲	千葉県会へ
坂本 孝	関東信越会へ
光武 重幸	千葉県会へ
鈴木 瑛久	〃
萩原 純子	業務廃止

〈法人退会〉

税理士法人田尻会計 高橋勝彦税理士事務所 廃止

編集後記

当初、環境問題、治安等で心配され、世界の注目を集めておりました北京オリンピックも数々の感動と興奮を残して無事終了致しました。日本選手も女子ソフトボール・水泳・レスリング・柔道などよく健闘し金メダルを獲得しました。選手の皆さん全員に拍手をお送りしたいと思います。お疲れ様でした。

さて、来年のことを言うと笑われますが、平成21年・丑年、広報部では、年男・年女の皆さんの原稿をお願いしたいと存じますので、奮ってご応募ください。お待ちしております。

○119号（新年号）原稿〆切 平成20年11月末日

○発行予定 平成21年1月1日



網紀監察シリーズ

それって違反？ <3>

従業員にまかせっきりは…… **NG**

「知らなかった」は通用しません。

監督責任を問われる事態になることも。

(税理士法第41条の2)



直営保養所「伊豆高原倶楽部」

とうぜいけんぽ 加入のお薦め

東税健保組合は健全財政のもと、各種事業を積極的に展開して、多くの加入者に喜ばれています。



《特長》

1. 独自の付加給付

法律で定められた保険給付のほかに、プラスαの一部負担還元金、家族療養付加金等があります。

2. 政管健保より安い保険料

3. 保健事業の積極展開

成人病や婦人健診などの各種健康管理事業を始め、各種の体育教室やレクリエーション事業、保養所など健康の保持増進のための事業を積極的に実施しています。

東京税務会計事務所健康保険組合

〒169-0072 東京都新宿区大久保2-12-11(東税健保会館) TEL.03(3232)5541(代表) FAX.03(3232)5547
<http://www.touzeikenpo.or.jp>

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の
法人・個人事業主の方
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等
は除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営
んでいる方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納して
いる方 など

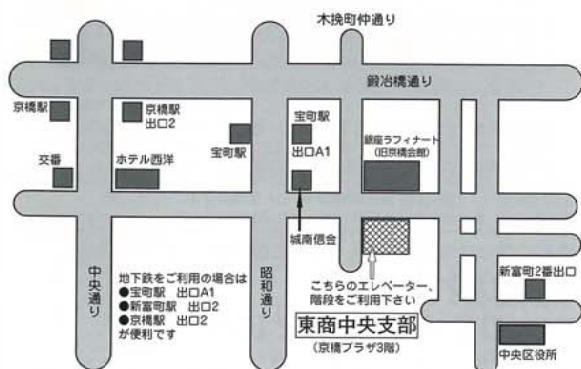
〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。

融資の条件

資金使途	運転資金 設備資金
融資限度	1,000万円
返済期間	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
担保 保証人	不要 (保証協会の保証も不要です)
利 率	年2.15% (平成20年10月10日現在)



【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811 FAX 3538-1815

顧問料
の集金

時間にゆとり、
気持ちゆとり。
そして、関与先との
強いつながりのために。



税理士協同組合の**報酬自動支払制度**
税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス**

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

税理士とその関与先のために



NICHIZEI GROUP

日税グループからの
お知らせです。

不動産
の売買

《税理士界ひとすじ25年
感謝を込めてつなぐ広がる 日税の輪》

**25年の実績と信頼で、
不動産案件に守秘・誠実対応！**

売却・購入

相続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら
なんでも
ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 **日税不動産情報センター**

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

がん保険

医療の進歩に対応したアフラックの
いちばん新しい
「がん保険」誕生！

全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安！

生きる気持ちに、本気で応える
**アフラックの
がん保険**
フォルテ

新登場

■トータルケアプラン300S・200S・140S

安心1

がんと診断後の一時金に加えて、
2年目から5年目までの4年間
ライフサポート年金でしっかり応援！（※生存されている場合）

安心2

がんの通院治療は充実の日額1万円保障！

安心3

多様化する先進医療にも対応！
先進医療の種類によって、所定の限度額を上限に実費を
給付金としてお支払いし、さらに一時金の保障もあります。

安心4

訪問面談・専門医紹介 新登場！
プレミアサポート
このサービス（プレミアサポート）は、株式会社法研が提供するサービスです。

★詳しくは、パンフレットをご覧ください。

引受保険会社／アフラック 系列法人 第四支社 TEL03-3344-1429
〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階 AF012-2008-0114 5月15日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 **共栄会保険代行**

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

団体長期
所得補償

■全国税理士共栄会

正会員（税理士）、準会員（関与先など）の皆さまへ

VIP大型総合保障制度

団体長期障害所得補償保険

あなたが病気やケガで働けなくなった時、
収入を維持していくための保険です。
しかも、1～2年の短期補償ではなく
最長70歳まで毎月保険金をお支払いする超長期補償です。

◎保険料は団体割引30%（全税共の
スケールメリット）適用。



■税理士協同組合

組合員の先生・事務所勤務の皆さま専用

集団扱 自動車保険・火災保険

◎年払：一般でのご契約より保険料が5%割引となります。
（集団扱一括払による割引）

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が
損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、
取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

引受保険会社／株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL03-3349-4034 SJ08-01823 (2008.6.5)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 **日税サービス**

TEL 03-5323-2111

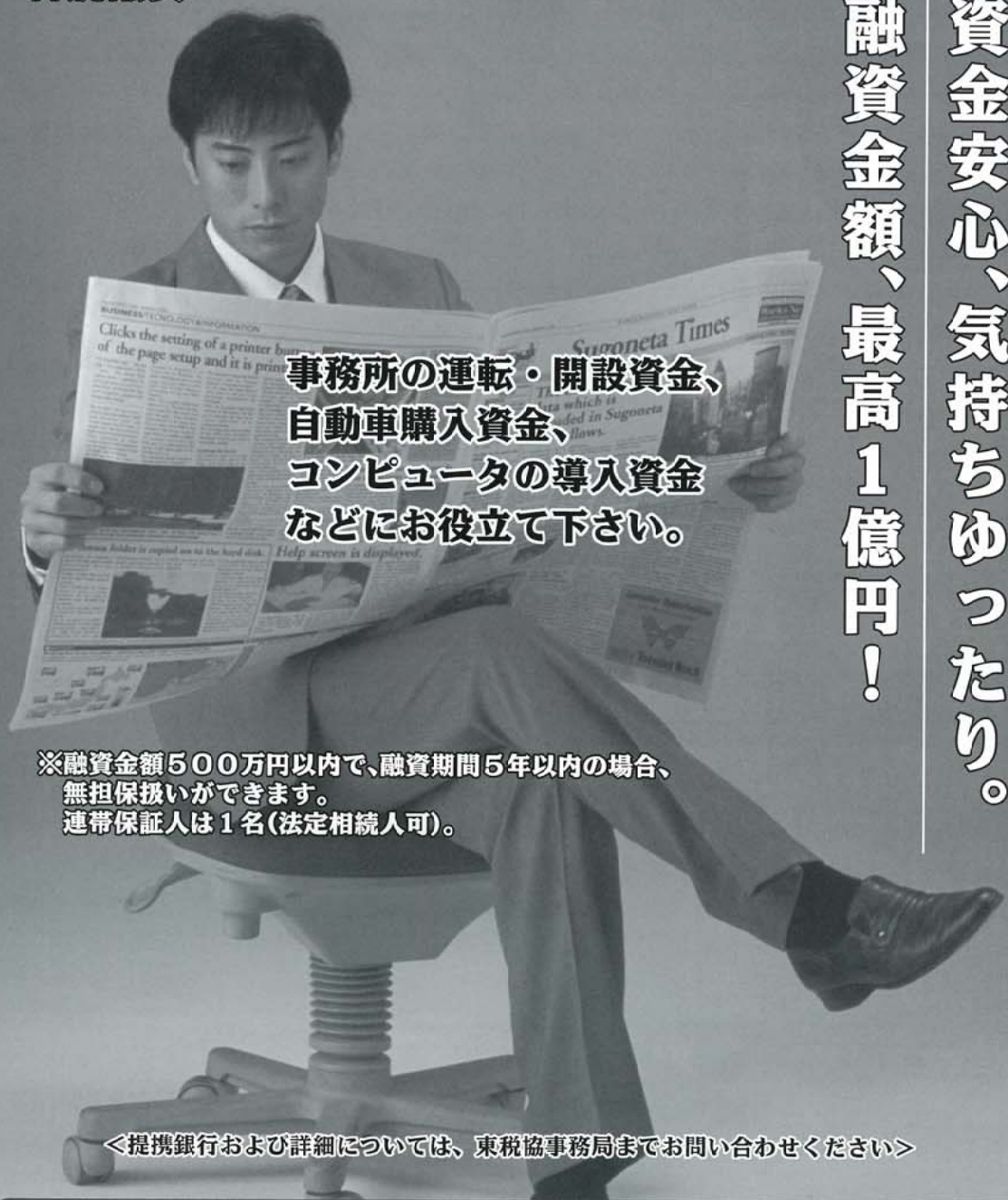
URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング9階

とうぜいきょう

事業ローン

幹旋融資



事務所の運転・開設資金、
自動車購入資金、
コンピュータの導入資金
などにお役立て下さい。

資金安心、気持ちゆったり。
融資金額、最高1億円！

※融資金額500万円以内で、融資期間5年以内の場合、
無担保扱いができます。
連帯保証人は1名(法定相続人可)。

<提携銀行および詳細については、東税協事務局までお問い合わせください>

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)



第23回

カラオケ発表会

第23回カラオケ発表会

司会の若狭会員

挨拶する中島歌舞音曲部長



ゲスト出演者



第1回 租税教育

— 於 日本橋中学校 —

